

インターネットにおける有害情報とその規制

——福岡県青少年健全育成条例を中心として——

覚 正 豊 和

はじめに

近年、インターネットは急速に発展普及し、¹⁾ 社会生活に欠くことのできないものとなった。こうしたインターネット上には、数千万の情報が存在し、²⁾ その中には学術的には優れたものも多い。³⁾ しかし一方では、インターネット上で違法な情報や不適正な情報も氾濫し、深刻な問題となってきている。⁴⁾とりわけ、ネットワーク上のわいせつな有害情報の流布は、誰もが簡単にアクセスできるというインターネットの特性からも、私たちともっとも関わりをもつ可能性が高く、⁵⁾また、わが国では、現在のところネットワーク上でのこうした情報発信を禁止する法律がないことなどとあいまって、一層深刻さを増す問題なのである。さらに、⁶⁾このような有害情報の受け手が判断能力の未成熟な青少年であることも考えたとき、その重大性ははかり知れない。⁷⁾ ⁸⁾ ⁹⁾

周知のように、未成年者に対するわいせつな有害図書等についての規制は、各地方自治体の制定した青少年保護条例がその役割を担っている。しかしながら、有害図書よりもその影響がより大きいと思われるインターネット上でのこうした情報には、効力が及ばないのが一般である。¹⁰⁾ ところが、1997年3月、全国初の試みとして福岡県が、青少年健全育成条例において「わいせつな性が高い

画像をインターネットを通じて青少年に見せないように」と、プロバイダーに自主規制を求める条例改正が行われ、同年7月1日より施行した。そこで、本稿では、全国で初めて条例によって、インターネット上での有害情報を規制しようとする福岡県青少年健全育成条例のとり組みについてみていくとともに、かかる条例の効力につき若干の考察をしていきたい。なお、何がわいせつ物か、プロバイダー業者の責任、表現の自由、ポルノの不用意な扱いと性犯罪との関係、Vチップ装置導入問題等については言及せず別稿に譲りたい。

1. 泛濫する有害情報の現況

現在、わが国では、インターネット上でわいせつな有害情報等の発信を直接的に禁止する法律はない。

しかしながら、インターネット上に氾濫するこうした情報の流布等の行為に対する法規制については、かなり精緻な研究があり、また、その可罰性の論点についても整理されてきている。¹¹⁾ ¹²⁾ それを列挙すると、1.わいせつ情報を、パソコン通信のホスト・コンピュータやインターネットのサービス・プロバイダーのサーバー・コンピュータのハードディスクに蔵置し、利用者にアクセス可能な状態を設置することは、刑法175条にいうわいせつ図画の公然陳列に当たるか。¹³⁾ (1)サーバーが

日本国内にある場合と、(2)外国にあるサーバーに日本国内からアクセスしてわいせつ情報を、蔵置する場合とで判断は異なるか。2.わいせつ情報を公開しているサイトリンクを張る行為は、わいせつ図画公然陳列となるか。3.画像修正ソフトで修正を加えた（それがなければわいせ�性が肯定される）画像をネットワーク上で公開する行為は、わいせつ図画公然陳列か。4.画像の修正部分を回復する画像修正ソフトを配布する行為は、わいせつ図画公然陳列ないしその共犯となるか。5.わいせつ情報が蔵置されたホスト・コンピュータやサーバーを管理するパソコン通信の運営主体やインターネットのサービス・プロバイダーは、わいせつ情報等を削除しない場合に何らかの刑事責任を負うか等となる。こうした論点を踏まえ、幾つかの判例をみていくと、まず、1996年1月31日の「ベッコアメ事件」がある。本判例は、わが国で初めてインターネット上のわいせつ情報に対して、責任を問われたもので以下の通りである。

**I. 東京地方裁判所、平成8年刑わ第302号わいせつ図画公然陳列被告事件、平成8年4月22日
刑事第二部判決（確定）**

[主文]

被告人を懲役1年6月に処する。

この裁判確定の日から3年間右刑の執行を猶予する。

[理由]

(罪となるべき事実)

被告人は、インターネット接続専門会社である株式会社ベッコアメ・インターネットの会員であるが、インターネットの不特定多数の利用者にわいせつな画像を送信し、再生閲覧させてわいせつ

図画を公然陳列しようと企て、平成8年1月28日ころから同月31日ころまでの間、東京都○○○区○○○丁目○番○号○○○ビルの右会社東京営業所に設置された同会社の所有・管理するサーバーコンピュータのサン・マイクロシステムズ製ディスクアレイ内に男女の性器・性交場面等を露骨に撮影したわいせつ画像のデータ合計67画像分を記憶・蔵置させて、一般の電話回線を使用し、インターネット対応パソコンを有する不特定多数の利用者に右わいせつ画像が再生閲覧可能な状況を設定し、もって、わいせつな図画を公然と陳列したものである。

(量刑の理由)

インターネットは、コンピューターを利用した情報ネットワークであって、近時パソコンの個人普及に伴い急速に利用者を増加させつつあり、ネットワークは世界約100か国に及び、利用者は4000万人を超え、活用形態もWWWサーバー（絵と音と文章を楽しむコミュニケーションシステム）など多彩で、次世代のマルチメディアともいわれており、我が国にも、コンピューターをインターネットに接続する民間仲介業者（商用プロバイダー）が100社以上あるといわれている。

被告人は、商用プロバイダーである株式会社ベッコアメ・インターネットの会員となり、同会社のサーバーコンピューターにいわゆるホームページを開設して情報を発信するようになったが、同会社が無制約な情報発信を事実上放置していることに乘じ、インターネット上のニュースの中から入手したわいせつ画像データを整理して自己のホームページに蔵置し、インターネットの利用者が容易に被告人のホームページにアクセスして右わいせつ画像を再生閲覧すること

インターネットにおける有害情報とその規制

が可能な状況を設定したものであり、かつ、被告人のホームページにアクセスしてきた多数の者にわいせつ画像を送信して、再生閲覧させたものである。前述のとおり我が国においてもインターネットの利用者は広範かつ多数に及んでおり、青少年を含む多数の利用者が家庭等でいながらにして容易にわいせつ画像を閲覧できる状況を設定したことからすると、その公然性は著しく、インターネットの普及が急速であることからすれば、模倣性も大きく、被告人の本件犯行は悪質といわなければならぬ。被告人は自己のホームページの人気を得たいとの単純な自己満足、自己顯示欲から本件犯行に及んだもので、犯行動機に同情の余地はない。したがって、被告人の刑事責任を軽く見ることはできない。

しかし、他方、本件犯行は、無制約な情報発信を事実上放置している商用プロバイダーの存在によって可能となった面があること、インターネットにおいては他にもわいせつ画像データの発信が野放しの状態となっており、被告人の本件犯行はこれに誘発された面があること、被告人は営利目的で本件犯行に及んだものではないこと、被告人は深く反省し、自宅に所有するパソコンを処分したほか、前記株式会社ベッコアメ・インターネットや他のパソコン通信ネットの会員を退会し、……二度と過ちを繰り返さないことを誓っていること、……など被告人のために酌むべき事情も認められる。

そこで、以上の諸事情を考慮し、被告人を懲役1年6月に処するが、3年間右刑の執行を猶予することとした。

よって、主文のとおり判決する。

また、本判例後さらに次の判決が出された。

II. 広島リンク事件

結論 本起訴処分（1996年12月）

犯罪事実 猥褻物陳列罪（刑法第175条）

広島市中区のプロバイダー株式会社アーバンエコロジーの会員が同社のホームページ登録サービスを利用して、インターネット上にわいせつ画像を流していたことについて、アーバンエコロジー社の幹部3名（代表取締役専務、取締役営業部長、システム本部長）を書類送検した。容疑の内容は7月初旬から8月2日まで、同社で作成しているホームページ「アクセスランキング Best 50」で、この会員が自分のホームページに掲示する男女の性行為などが含まれる画像を、不特定多数の会員が利用できるようになっていたというものであり、特にわいせつ画像が掲載されていることを知りながら、削除などの措置を取らなかったことから刑法175条違反にあたるというものである。これに対してアーバンエコロジーは、会員の発言情報について刑事責任を問われることは疑問であることや、わいせつの定義に関する疑問を表明する趣旨の抗議文を自社のホームページ上に掲載して反論してきた。

III. 岡山地方裁判所 平成9年12月15日判決

結論 電子的な画像データそのものがわいせつ図画にあたる。

被告2人は、画像処理ソフト「ELマスク」で局部を隠した画像データを、インターネットでプロバイダー（接続業者）のサーバー・コンピュータに送信し、不特定多数に閲覧させたが、このマスクがソフトで「容易に取り外せる」ので、わいせつ図画陳列罪にあたるとした。判決のポイント

の一つは「形」のない電子データを処罰の対象にしたことである。刑法の適用では、あくまでその行為が条文の規定した犯罪に当たるかどうかが問われる（憲法31条）ため、犯罪を問うためには、陳列された「物」を特定する必要があるため、インターネット上のデータが、刑法175条が規定しているわいせつ「物」と言えるかが争点となっていた。また、今年9月、パソコン通信の会員にわいせつな画像を閲覧させたとしてネットの経営者が罪に問われた裁判で、京都地裁は、わいせつ画像を記憶しているコンピュータの「ハードディスク自体がわいせつ物」とする初の解釈を示した。これは、電子データを「物」と言うのが困難なため、ぎりぎりの解釈とも言える。ところが判決では、「情報通信機器が飛躍的に進歩した現代において、わいせつ画像を有体物に限定すべき根拠はない」とデータを処罰の対象にし、「物」である必要はないとの判断を示した。なお、同様の事件が大阪地裁で係争中のものもある。

こうした判例を通じて検討しなければならないことはわいせつの定義、プロバイダー業者の責任、表現の自由との関係、刑法の適用範囲などであろうか、本稿で問題としなければならないのは、大人が見ている分には、たとえ違法性が問えない事例であっても、¹⁵⁾ 18歳未満の少年の健全育成にとって有害となるような情報をどう規制するかである。少年の悪影響を考えると現況のまま放棄することはできないはずである。周知のように、未成年者をわいせつな有害情報から保護する法律は存在しない。たいてい各自治体の制定する青少年保護条例がその役割を果たしてきたが、これまで、その規制対象をインターネット上の有害情報

に及ばないのが一般的であった。しかし、福岡県の青少年健全育成条例が本年3月の改正で、全国で初めてインターネット上の有害情報まで規制の対象を広げたのである。そこで、次に本条例につきみていきたい。

2. 福岡県青少年健全育成条例の改正

福岡県では、平成7年12月25日に福岡県青少年健全育成条例が制定され（福岡県条例第46号）平成8年4月1日から施行している。本条例は、青少年が心身ともに健やかに成長することは、福岡県民すべての願いである。福岡県民は、青少年が次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、他人の痛みを理解するやしさや夢と希望、豊かな心と意欲をもった人間に成長していくことを心から期待する。このため、福岡県民一人ひとりは、子どもたちに目を注ぎ、子どもが家庭的環境において成長する権利を尊重しながら、大人の責任において青少年にとってより良い環境づくりに努めたい。ここに、新たな自覚と決意をもって、この条例を制定する。として

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 青少年の健全育成に関する施策（第8条－第10条）

第3章 青少年の健全育成のための自主規制（第11条－第15条）

第4章 青少年の健全育成のための環境の整備（第16章－第30条）

第5章 青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の規制（第31条－第35条）

インターネットにおける有害情報とその規制

第6章 雜則（第36条・第37条）

第7章 罰則（第38条－第40条）

の構成からなる。

第1条では「この条例は、青少年の健全な育成に関して、県、市町村、県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてその推進を図り、県民参加の下に、青少年にとって良好な環境を整備し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。」とし、第3条乃至第6条においては、各当事者の責務を明記している。また、同県では、本条例の施行に関し必要な事項を定めるため、平成8年3月25日、福岡青少年健全育成条例施行規則（福岡県規別第14号）を定め、平成8年4月11日施行してきた。ところが、「青少年に悪影響のある内容のインターネット上のホームページを県内からだけでも排除したい」と全国で初めて氾濫するインターネット上の有害情報を規制すべく、平成9年3月31日、条例の改正が行われ（福岡県条例第12号）、平成7月1日から施行された。（改正案は3月議会に上程され、委員会や議会での質疑・議論はまったくなく、全会一致で成立したという）。同様に施行規則も、平成9年7月1日から施行されている。¹⁸⁾

本改正を概観すると、わいせつ性が高い画像をインターネットを通して青少年に見せないようにし、プロバイダーに自主規制を求める全国初のもので、対象とする画像は県が同じ条例で定めた「有害図書」と同様の扱いとした。県は将来、プロバイダー側に自主的な規制を策定するよう求めているが、当面は「有害図書」と同じ内容で自主規制の運営を求めていく考えである。また、現状

では全国規模のプロバイダーは把握できないとして県内に本社があるプロバイダーだけに自主規制を求める格好だが、今後は県内にアクセスポイントがある全国規模のプロバイダーにも呼びかけていく方針も示している。¹⁹⁾同条例が、青少年に悪影響を及ぼすとされる図書類販売の自主規制や有害図書の指定、販売制限、陳列制限、ツーショットダイヤルの営業停止、いん行の禁止などについては、罰則も設けているのに対し、インターネットに関しては、接続プロバイダーやパソコン通信事業者を対象に、インターネットやパソコン通信の有害情報を青少年に見せないように努力義務を課したにとどまっている。プロバイダーには自主規制の規約を締結させる努力義務も求めている。県青少年対策課は「プロバイダーが組合組織を作つて、足並みをそろえた格好での規約も締結が妥当」としているものの、各プロバイダーの思惑もあり規約策定は容易ではない。また、プロバイダーによる会員のホームページの事前チェックも求めていない。しかし、同課は「ホームページに有害図書の内容に抵触するページがある場合は、プロバイダーが削除するケースもある」と、プロバイダーに有害図書の規定の適用を促していく考え方であるようだ。なお、次頁の如く、6月30日に条例改正に向けての事前説明会を開いた。この説明会には県内業者のみが参加したという。

環境情報研究 第 6 号

記

平成 9 年 6 月 30 日

インターネット

パソコン通信ネットワーク

接続サービス提供業者殿

福岡県知事 麻生 渡

インターネット・パソコン通信における青少年に
有害な環境の浄化についてのお願い

福岡県の21世紀を担う資質と意欲を有した明る
くたくましい青少年を育てていくことは、私たち
大人と社会に課せられた大きな責務であります。

しかしながら、近年の社会・経済の変化は、家
庭や地域社会に大きな影響を及ぼしております。

とりわけ、県下の青少年を取り巻く環境は、大
人社会の享楽的な社会風潮が生み出す性に関する
様々な情報の出現により悪化しており、青少年が
性犯罪に巻き込まれる被害が増加しています。

また、家庭においてもパソコンが急速に普及
し、容易にインターネット等にアクセスできるよ
うになったため、今後インターネット等を利用して
「ひわいな画像や文章」にアクセスする青少年
が多くなっているものと思われます。

これら通信番組の情報は、青少年の健全育成を
阻害するものとして極めて憂慮すべきものであります。

このため、福岡県におきましては、本年3月に
福岡県青少年健全育成条例を改正・公布し、7月
から県民すべてにインターネットやパソコン通信
の有害な情報を青少年に見せてはならないよう
になりました。つきましては、インターネット及び
パソコン通信ネットワーク接続サービス提供を営

業される皆様方におかれましては、条例の主旨を
十分にご理解のうえ、条例を遵守いただき、青少
年の健全育成の推進により一層のご協力をいただ
きますようお願ひいたします。

その他、改正のうち関連する条項は次の通りで
ある。

福岡県青少年健全育成条例では

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意
義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

4 通信番組 インターネットのホームページ、
パソコン通信のメッセージその他の電気通信回
線設備（電気通信事業法第6条第2項に規定す
る設備をいう。以下同じ）を利用して電送され
る一定の符号、音響又は映像による情報の集合
であって、不特定又は多数の者が当該設備の一
端に接続した機器を使用して視聴可能となるも
の（放送法第3条に規定する放送番組及び同条
が準用されるものを除く）をいう。

第11条（図書類の販売等の自主規制）

2 何人も、通信番組の内容の全部又は一部が前
項各号のいずれかに該当すると認められるとき
は、その内容の全部又は一部を青少年に見せ、
聞かせ、又は読ませないように努めなければな
らない。

第15条（自主規制の規約の設定等）

4 通信番組の提供の媒介に係るものであって、
規則で定めるものを業とする者。

インターネットにおける有害情報とその規制

福岡県青少年健全育成条例施行規則では

第2条（興行者等の指定等）

2 条例第15条第4号に規定する規則で定める営業は、顧客との契約に基づきインターネット又はパソコン通信ネットワークとの接続サービスを提供する営業（その業務の全般について特別な法律の規定に基づく国の監督に服する日本電信電話株式会社その他の特殊会社が行うものを除く）をいうものとする。

なお、福岡県が施行した県青少年健全育成条例で、プロバイダーに対して自主規制を求める当面の基準とする同条例規則で示されている「有害図書類とする写真又は図画の内容」（県青少年健全育成条例施行規則第3条）は次の通り。

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大腿部を開いた状態
 - ロ 陰部（ぼかし、又は塗りつぶしたもの）を含む。以下同じ）、臀部又は女性の胸部を誇示した姿態（ただし、対象が青少年である場合にあっては、陰部、臀部又は女性の胸部が写っている姿態）
 - ハ 陰毛があらわになった姿態
 - ニ 排せつの姿態
 - ホ 緊縛された姿態
 - ヘ 自慰の姿態
- 二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 男女間の性交
 - ロ 同性間の性行為
 - ハ 陰部、臀部又は女性の胸部を手、足、口又は第7条第1項第1号若しくは第2号に規定する物品その他の物で触れる性行為（挿入す

る行為を含む）

- ニ イ又は口に掲げる行為を連想させる性行為
- ホ イ又は口に掲げる行為を強要して行おうとしている性行為
- ヘ 嗜虐的又は被虐的な性行為
- ト 獣姦その他の変態的な性行為【写真は、条例と施行規則の条文が記された冊子】

3. 条例改正と実施状況

インターネット上のホームページを利用した有害情報の提供が青少年に悪影響を与えており²⁰⁾いる。こうした有害映像の氾濫を防止するため条例改正が行われたのであるが、その運用状況は、充分期待できるものであろうか。施行一箇月後、県青少年対策課における調査では、「野放しにするよりは何か手を着けた方がいい。少なくとも県民を啓発する効果は見込める」とい、また、「規制そのものが自主規制であるため規制効果は把握していない」とのことであった。

条例施行後、県内のインターネットプロバイダー業者は、条例を疑問視する見方が広がっている。条例が規制の基準を「青少年の性的感情を刺激」「残虐性を助長するおそれのあるもの」と抽象的な表現にとどめていることもあり、プロバイダーに対する具体的な規制方法が条例では示されていないことへの戸惑いや、条例の実効性への疑問、わいせつ画像が与える悪影響との因果関係を問う声もあがっている。また、福岡県南区のプロバイダー（会員約500人）は条例が施行されたとき、全会員に対して電子メールで条例の内容を伝えたといい、担当者は「個人のホームページを一つ一つチェックするのはコストがかかりすぎる。

あるわいせつなサイトがなくなっても、また別のサイトができる。インターネットの世界はイタチごっここの繰り返しだ」「会員の掲示板での発言などを消すと、プロバイダーとの間でもめごとになる。極力消さないようにしている」と実情を説明し、「条例は規制を考えるきっかけとしては意味はある」と認めながらも「抽象的で完全な対応は難しい」と戸惑いを隠していない。さらに、同市中央区のプロバイダー（会員約6000人）は「県の条例の内容は理解している。しかし、条例の内容が正しいかどうかは別問題。そこまで規制する必要があるのか」と、条例そのものへの疑問を投げ掛けている。同社では、県青少年対策課長の「業者と協議を重ねて条例の趣旨を納得してもらうしかない。制限ソフトの開発も進んでおり、知恵を出し合えば規制は可能になる」との言葉を受け、わいせつ画像を遮断するフィルタリングソフトの資料を取り寄せるなど情報収集をしているが、具体的な対策は施行以前と変わりない。「そもそもインターネット上のわいせつ画像と青少年への悪影響との因果関係が認められるのか」と指摘し、ホームページをチェックする時は、条例を念頭には置くが、罰則規定がないのだから積極的に対応するつもりはないようだ。同区の別のプロバイダー（会員約200人）は、ホームページのユーザーサポートのコーナーに条例の抜粋を掲載して、会員に注意を促し始めた。しかし、条例に関しては、手厳しい「インターネットの仕組みが分っていないまま作られた条例」「福岡のサーバーからわいせつなサイトを締め出すことには、ほんの少しの意味はある」としながらも「他の県や外国のわいせつなサイトを見せない、ということには協力のしようがない」「県内のサーバーに

入り口を作り、画像は県外や海外というケースにはどう対応するのか」「アクセスポイントを県内に作りサーバーは県外の時はどうなるのか」「隣県でアダルトサイト専門のレンタルサーバー業者が出来たときは、無関係なのか」などと技術的な疑問を次々に挙げ、条例が個々のケースに対して何もガイドラインを示していないことを批判している。²¹⁾さらに別の同区のプロバイダー（会員数非公開）は、米国でネット上の規制を促す通信品位法が違憲だとする最高裁判決が出たことを取り上げ「インターネットは規制できないというのが世界的な流れ、福岡だけで規制しても何の意味もない。勇み足としかいえない」「わいせつな画像をホームページに入れる会員がいたときの対策としては、条例を通知するが、プロバイダー側でページを勝手に削除することは出来ない」と、困惑している。

このような反応に対して県青少年対策課は「意味がないと言う指摘はある」と認めながらも「有害な情報があるのに何もしないのでは、何も動かない。規制は良い方向に動くきっかけになる」「PTAや議会からの要請があり、条例を策定して施行した」「福岡県が他に例のないわいせつ画像を規制する条例を施行し、無秩序に広がるインターネット上の情報規制について問題提起したことは無意味ではない。同条例を厳しく適用しプロバイダーを指導することで、県内のプロバイダーのサーバーからわいせつ画像データを一掃することは可能だろう。」と説明している。²³⁾

思うに、本条例の改正によって規制の対象とする画像に関する具体的なガイドラインは示されたが、インターネットは国境を超えて接続されることから、青少年が自主規制する県内プロバイ

インターネットにおける有害情報とその規制

ターに接続しても、米国などのアダルトサイトを閲覧することが可能であろうし、県外や海外のサーバーにアクセスし、同様の画像入手できる状況は変わらず、条例規制による効果が期待できない。²⁴⁾すなわち、インターネットという情報の流れのシステムの特徴を考えるとき、条例の適用範囲のなかで対処することに無理があることは否めないであろう。^{25) 26)}

おわりにかえて

福岡県の青少年健全育成条例が、全国で初めてインターネット上の有害情報を規制するための規定を取り入れた。しかし、プロバイダー業者の自主規制をはめるもので、また、違反に対する罰則規定もないこと、条例の適用範囲の問題、そしてなによりも国境の無いインターネットの特性などを考えたとき、条例規制による効力は乏しいと言わざるを得ないであろう。そもそも条例は、憲法第8章の趣旨からしても、全国一律に法規制を行うことから生じるひずみをさけるがために、各地方公共団体の実情にあわせたきめの細かいルールを定めることを目指したものである。さすれば、法律による規制が行われていないのに一地方自治体がインターネットを規制できるかは大いに疑問であろう。だが、性表現などの自由に対し、たとえ寛大な立場をとるもそれはあくまで成人レベルであり、青少年に有害な情報の氾濫をこれ以上放置することはできないはずである。²⁷⁾また、人にはエロチカを享受する自由はあるが、人をエロチカにさらす自由はないはずである。²⁸⁾

M. Hillsは、事業の促進される要因として、迅速性、身軽さ、グローバル化、個別の変化などを

分析した上で、一層重要なのは、情報資産がその組織にいかに共有できるかという点を挙げている。この点に鑑みると青少年に対するわいせつな有害情報は、まぎれもなく否定的に解さなければならなくなる。メディアの情報発信に社会的責任を問おうとするのは、青少年の保護の必要性から生じるものである。プロバイダー業者がHillsの考えに立脚するならば、青少年保護に十分な責任を満たしていると社会的に認められなければならない。またさらに、インターネット上のわいせつな有害情報の規制は、業者の自主規制によるもの他、法整備、国際ルールづくりが早急にまたれるところである。^{31) 32)}

注

- 1) 米教育統計センターの最新報告によると、インターネットへの接続率は1997年末で小学校75%、中学校89%、高校17.3%に達している。一方日本では、1997年6月の文部省調査結果では、小学校7.3%、中学校12.5%にとどまっている。
- 2) 郵政省編「平成9年度版通信白書」によると、わが国のプロバイダー業者は1997年2月現在1,645社ある。
- 3) Daniel J. Kurl & Christina Polsenberg "Internet Guide for Criminal Justice" wadsworth publishing Company 1997 pp1-2, 69.
- 4) インターネット上の有害情報を利用者側が排除できる有害情報遮断ソフトの無料配布を電子ネットワークの協議会（関本忠弘会長）が始めたところ1ヵ月間で800件以上の申し込みがあった。（朝日新聞1997年10月16日付

朝刊37面)

- 5) 米国のインターネット普及率は、一般家庭で15%に達している。また、オフィスや学校での利用を含めると延べ5500万人にのぼるという。
- 6) 1996年～1997年3月までの間に、各新聞で取り上げられたインターネット上の有害情報（ポルノ・わいせつ）関連の報道件数

新聞社名	日経	朝日	毎日	読売	産経
件数	78件	54件	71件	101件	44件

- 7) 1997年9月、総務庁が全国の小学5年生から中学2年までの児童・生徒2,287人とその保護者2,246人を対象とした「青少年の情報通信コミュニケーション調査」（回収率100%）によると、パソコンを使ったインターネットや通信を利用してみたいと答えた児童・生徒は77.4%に上り、保護者も62.0%が自分の子どもに「どんどん利用させたい」と答えている。しかし、保護者が改善や配慮が必要な点としては、「子どもがトラブルや犯罪に巻き込まれないようにする」(74.7%)、「ポルノや暴力などの有害情報を子どもに見せないようにする」(65.9%)、「子ども向け情報や教育的内容を増やす」(58.3%)が上位を占めた。
- 8) 横浜市では、郵政省の認可法人、通信、放送機構と協力して、インターネット上のわいせつ画像を子どもが使うパソコンでは見られないようにしようとするシステムの開発を始めた。（朝日。1998年2月18日付朝刊26面）

- 9) 現在、横浜市が行っている方法は「ホワイトリスト」方式と呼ばれるもので、教育委員会情報教育課のサーバーに登録されているホームページ5,000箇所以外には接続できないようにしている。また、大阪市教育委員会では横浜市と逆に「ブラックリスト」方式と呼ばれる方法で、接続できない有害ホームページ7,000箇所のアドレスリストを教育委員会のサーバーに登録し対処している。なお、東京経済大学がアダルト関連情報などのアクセス制限をしたところ、学内外から表現の自由を侵すとの抗議がでて、1998年4月7日前面解除した。
- 10) 警察庁の推計によると、国内のアダルト映像提供業者は約300ありその70%が利用代金の回収を銀行振り込みか、NTTのダイヤルQ2で行っているという。
- 11) 平成8年4月に公表された警察庁情報システム安全研究会「情報システムの安全対策に関する中間報告書」は、情報システムに関する事件・事故等を、①コンピュータ犯罪、②ネットワーク上の不正行為、a「ネットワーク媒介型不正行為」、b「ネットワーク直接型不正行為」、c「ID・パスワードの濫用と犯罪者による暗号技術の利用」、d「電子マネーがもたらす新たな問題」。③事故・自然災害に分類している。
- 12) 警察庁調査によるとインターネットを利用したわいせつ事件の検挙数は、表に示されるように95年25件、96年は79件、97年は上半期で50件となっている。

インターネットにおける有害情報とその規制

インターネットを含むネットワーク関連の不正行為 (警察庁調べ)

	95年		96年		97年上半期	
	認知 (把握)	検挙	認知 (把握)	検挙	認知 (把握)	検挙
コンピューター犯罪	8	7	10	9	4	4
ネットワーク利用犯罪	25	25	79	79	50	50

コンピュータ犯罪はコンピューター・システムの機能を阻害したり、システムを不正に利用する犯罪

(例) データの改ざん、電算機使用詐欺事件、業務上横領事件など

ネットワーク利用犯罪はコンピューター・ネットワークを手段として利用する犯罪

(例) わいせつ物頒布事件、詐欺事件、著作権法違反事件、薬物販売等事件など

なお、最近のインターネットをめぐる犯罪状況については、<http://www.mainichi.co.jp/hensyu/jiken/index.html>を参照。

13) 山口厚「コンピュータ・ネットワークと犯罪」ジュリスト1117号19頁以下（1997年）。

14) インターネット上のわいせつ罪の成立に関する議論としては、前田雅英「インターネットとわいせつ罪」ジュリスト1112号（1997年）

園田寿「サイバーポルノと刑法」法学セミナー501号（1996年）[heep://w3.scan.or.jp/sonodd/](http://w3.scan.or.jp/sonodd/)などがある。

15) 1997年12月、郵政省が実施したアンケート調査（対象1,000人調査票郵送方式有効回答962人）によると、インターネットやパソコン通信の利用者でわいせつ画像など違法・有害と思う情報を見た人が38.1%で、見た人のうち17.6%は「大変嫌な思い」をしており、「少し嫌な思い」の人も加えると75.4%に達

した。

16) インターネット上のポルノや暴力関係の有害情報についてはアメリカにおいて様々な論法が展開されてきている。1997年総務庁が実施した調査では、小中学生の保護者の66%がポルノや暴力などの有害情報を子どもに見せないようにして欲しいとの回答がよせられ、対策の必要性が高まっている。

17) MicrosoftとNBC放送のジョイントベンチャーMSNBCが実施したインターネット世論調査（インターネット利用者16,000人の回答）によると、インターネットポルノから子どもを守る一義的な責任は、「親の監督にある」とする回答が77%と圧倒的に多数を占めた。

18) 福岡県青少年健全育成条例の改正は、1997年1月6日に麻生渡知事が2月定例県議会に提案する方針を明らかにした。（朝日新聞福岡西部版1997年1月6日付夕刊）

19) 日本経済新聞1997年6月22日西部朝刊によると、協定はプロバイダーが(1)利用者と契約する際、有害ページへのアクセスを自動的に遮断するファイタリングソフトを薦める(2)ホームページ開設者に対しては、ページの入口に青少年に対して有害な情報であることを告知するなどとする予定という。

20) 日本は、インターネット利用者800万人でアメリカに次ぐ第2のインターネット大国である。こうした状況のもと、ネット社会の匿名性等の特性を利用し、チャイルドポルノなどのインターネット利用犯罪がめだってきている。

21) 毎日新聞1997年8月21日付朝刊25面。

22) 米連邦最高裁は、97年6月26日、インターネット上でわいせつな画像や文書の流布を禁じた「米通信品位法（Communications Decency Act）」は、言論・表現の自由を保障する米国憲法に違反するとの判決を下した。

判決は「インターネット上の有害な画像や文書から子供たちを守るための通信品位法の狙いは重要だが、同法は言論の自由を保障する憲法に違反する。同法は、未成年者が利用する本屋で成人向け雑誌を売った店主が犯罪者になってしまうようなものだ。未成年者以外が情報を得る権利も奪うおそれがある」とした。

同法は、昨年2月成立した米通信改革法の一部で、ポルノなどわいせつな情報を子供に触れさせないようにするのが目的。18歳未満の子供の目に触れるなどを知りながらポルノ画像など「わいせつ」な情報を流したり、「攻撃的」な発言をインターネットに流した場合、懲役2年以下または25万ドルの罰金という厳しいもの。

これに対し、コンピューター業界やリベラル派の市民団体などが「言論の自由を保障した憲法に反する」とフィラデルフィア連邦地裁に提訴。同地裁は昨年6月、原告の主張を認め通信品位法の施行を一部差し止める決定を下した。これを不服とした政府側が「憲法は子供たちが有害な画像にさらされることを防ぐ法律の存在を認めている」と主張し最高裁に上訴していた。しかし、最高裁はこの日の判決で「フィラデルフィア連邦地裁の判断を支持する」と述べて市民団体など原告の「憲法違反」との訴えを認め、政府の主張を

退けた。

判決に対し、インターネット規制に反対していた団体などが歓迎の声明を出し、世界最大のソフトメーカーマイクロソフトのビル・ゲイツ会長も自社サイドで判決を称賛するコメントを発表している。ゲイツ氏は「言論の自由あるいはインターネットの未来を気にかけるすべての人にとって重要な勝利だ。子供が問題のある情報にさらされる問題は（ユーザーの）技術で解決できる」と述べている。

23) これまで県はツーショットダイヤルや図書自動販売機の業者などに自主ルール策定を指導してきた実績がある。こうした業者は同条例に基づき県に営業開始を届け出る義務があったため、業者をまとめやすかった。だが、プロバイダーは県に届け出義務がなくどういう業者がいるか見当がつかないという。

県は当初、プロバイダーの多くが「第二種電気通信事業」として届けを出す九州電気通信監理局から情報を得たいと考えていたが、同局は「県内のプロバイダーは31事業者あるが、その名前や住所については守秘義務があり、明かせない」また、郵政省でも「第二種事業者のリストなら公開できるが、個々の事業者をプロバイダーとして特定することは、事業計画を漏らすことになるので、司法措置でない限り無理」（電気通信局）とスタートから予想しなかった難題にぶつかった。そこで、県は第二種事業者約400社が加盟するテレコムサービス協会（東京）を通しての呼びかけも考えたが、「県内からの加盟社は約10社で、一部にしか声がかからない」ことや、

インターネットにおける有害情報とその規制

接続ポイントだけを県内に持つ業者となると一層、把握が難しいなどから、7月の条例整備前からその効果は疑問視の声があがっていた。(日本経済新聞1997年6月22日付西部朝刊)

- 24) このことについては、西部読売新聞(1997年2月15日付朝刊、7月7日付朝刊)、西日本新聞(1997年2月22日付夕刊)、日本経済新聞(1997年6月22日付西部朝刊)、毎日新聞(1997年8月21日付朝刊)等、多くのマスコミ等が指摘しているところである。また、日本中のシステムを完璧にしても外国のシステムに壁の低いところであれば意味がなく、例えば“ハッカー”とよばれる犯罪はネット被害110番(JPCERT)に寄せられた被害報告によると、世界中の無数のプロバイダーから壁の低い侵入しやすいところを踏み台にして高い壁に侵入するという。1996年4月、大分県のプロバイダー「ニューコアラ」破壊事件は、韓国のネットを利用したものであった。
- 25) 今後電子通信メディアにまで規制を及ぼす自治体が生じてくると条例ごとに規制の範囲が異なり、どこの条例が適用されるかについて困難や問題をも惹き起こすことが指摘されている。(高橋和之「インターネットと表現の自由」ジュリスト1117号30頁(1997年))
- 26) United States V. Thomas, No.94-20019 (W.D. Tenn, July8, 1994) 参照。

- 27) 次代を担う青少年について考える有識者会議報告「次代を担う青少年のため——にいま、求められている——」において、「インターネット等のメニュー・メディアものの有害情報が青少年を取り巻いている現実もあり、

幼少期の子どもたちの情報選択能力を考慮すれば、青少年に健全な情報を提供していくことは、大人の重要な役割である。との指摘がされている。

(http://www:kantei.go.jp/jp/jidaiwo_ninaureport.htm/)

- 28) 表現の自由の比較研究者であるローレンス・W・ビア教授の言葉
- 29) Mellanie Hills, Intranet Business Strategies, Wiley Computer Publishing, 1977, pp23-27 p358.
- 30) Financial Times [1994]: “Media Futures: Doing Cyber Business – Every two mintes a new user hooks in to the Internet, a system that could revolutionise global trade”, Financial Times, June 6.
- 31) インターネット上のポルノ画像は、国際的にも議論が活発化しており、フランスとベルギーが経済協力開発機構(OECD)専門家会議で国際的規制等を提案している。また、米国、ドイツ、中国、シンガポールなども規制を強化しようとしている。
- (<http://clinamen.ff.tku.ac.jp/consorship.html> 参照)
- 32) 1997年7月、経済協力開発機構(OECD)は、インターネット規制の国際連携にとり組む作業部会を設定した。

追記

本稿の脱稿後、警視庁はインターネットの有害なわいせつ映像に、はじめて規制をかけるため、1998年2月12日「風俗営業適正化法の改正案」の骨子をまとめ、3月6日に閣議決定し1999年度は

環境情報研究 第 6 号

じめまでの施行を目指すとの報道がなされた。

今回の改正はインターネットによる画像の発信を『映像送信型風俗特殊営業』と規定し、プロバイダー業者に対し、画像の発信停止と削除をもとめるというものであるが、これはわいせつ画像の氾濫を画像仲介するプロバイダー業者に、初めて規制の網をかぶせることによって水際で阻止しようとしたもので、いわば、青少年健全育成条例で指定する有害図書のインターネット版である。規制の根拠としては、プロバイダーは「登録会員から料金をとっている以上、違法な映像の発信を知った場合、発信を止める責任がある」との警察庁の見解によるものである。

本改正のおもな点としては、

1. インターネットを使ってわいせつ映像を提供する業者名を届出制にし、18歳未満の客への営業禁止を徹底する。
2. プロバイダーが、違法なわいせつ映像が流れている事実を知った場合、映像提供者に対する警告や削除提示を要請する。
3. 今日の改正には、プロバイダーに対しては罰則を設けず努力規定にとどめる。

などであるが、これに対し以下のような問題点が挙げられる。

1. インターネットの場合、世界中を無国籍に継ながっているので、わいせつ情報の提供拠点が国外にある場合、規制対象となるのか、また、どう立件できるのか。
2. プロバイダーの努力目標ということは、知らなくして放置していた場合には仕方がないということで実効性にかけるのではないか。
3. インターネットを無料で見せる場合には、規制対象としないのでザル法にちかいのではない

か。

4. 18歳未満の者に有害情報を見せないように規制しているか、18歳未満かどうかを確認する方法がないのではないか。
5. わいせつというくくりで、発信者に網をかけることは、規制の基準が不明確であるのではないか。（もちろん、表現の自由の問題や通信の秘密を守る義務の問題ではあるがここでは省く）

こうした問題点については、なお慎重に論議がまたれるところであるが、風営法の改正は、インターネット上の有害情報規制との新しい問題解決に一歩ふみだしたものといえるであろう。結局100%有効な施策実践に向けては、かかる規制について全体的に規制すべく、国の総合的な施策および立法さらには、国際ルールの確立が待たれるところである。

ABSTRACT

A View of the Movement to Regulate Internet Pornography in Fukuoka

Toyokazu KAKUSHO

In recent years, the Internet has spread rapidly. Tens of millions of pieces of information exist on the Internet and much of it is excellent, especially, in for example, art and science. On the other hand, illegal information and improper information, too, flood the Internet and have become serious problem. Above all, with regard to the prevalence of pornographic information on the network, the inherent characteristic of the Internet—that anyone can access anything accessible has created a problem.

In Japan, the problem is of greater seriousness due to the fact that there are no laws which prohibits such information transmission at present.

So, those on the receiving end of such pornographic information may be immature young people.

As is well-known, regulation of the sale of pornographic books to minors was given to local governments. However, the regulation doesn't affect information on the Internet, where the influence seems to be bigger than that of pornoographic books.

This regulation was revised in March, 1997, in Fukuoka prefecture. In order to regulate pornographic information on the Internet, in this revision, it demanded mainly self regulation on the part of the provider. This paper considers the new regulations of Fukuoka prefecture regarding pornographic information on the Internet and the effect of this regulation in Japan.